

お知らせ

! 掲載情報は6月20日時点のもの。内容変更の場合がありますので、市HPや各問い合わせ先で最新情報を確認ください。



毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市HP（Q休日開庁）をご覧ください。
 7月13日(出)・27日(出)午前8時30分～午後0時30分
 場市役所1・2階、まちづくりセンター（並木除く）、上下水道局庁舎



7月の休日漏水修繕当番店

24時間受付しています。当番店に直接ご連絡ください。

日	当番店	電話番号
6日(土)	(株)小松屋管器	2922-3836
7日(日)	(有)北田住設工業	2942-0020
13日(土)	(株)あざま管工機械	2942-3771
14日(日)	(有)兼六工業	2922-1877
15日(祝)	(有)中村水道工事店	2992-0981
20日(土)	(有)平塚設備工業	2923-5778
21日(日)	(株)小松屋管器	2922-3836
27日(土)	(有)本田技管	2948-1300
28日(日)	(株)協立管工	2948-5515

市税の納期限

7月31日(水)は固定資産税・都市計画税(2期)および国民健康保険税(1期)の納期限です。期限内に納付してください。

☎ 収納課 ☎ 2998・9073

後期高齢者医療被保険者証(保険証)を郵送

新しい後期高齢者医療被保険者証(青色)を7月中に簡易書留で郵送します。現在お使いの保険証(緑色)の有効期限令和6年7月31日(水)は、破棄または国民健康保険課、まちづくりセンターに返却してください。



☎ 所沢市管工事業協同組合 ☎ 2922・6185 FAX 2922・9614

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 45,930円

所得割率 9.03%

◎詳細は、7月中旬に郵送する令和6年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書をご覧ください。

☎ 国民健康保険課後期高齢者医療担当 ☎ 2998・9218

国民健康保険被保険者証の1斉更新

8月1日(水)から使える新しい保険証(桃色)を加入世帯の世帯主宛てに簡易書留で郵送します。7月末で有効期限を迎える現在の保険証(灰色)は、期限後に裁断して処分するか、市役所1階国民健康保険課またはまちづくりセンター(並木除く)に返却してください。



国民健康保険課

☎ 2998・9131

国民健康保険納税通知書を郵送

7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに郵送します。期限までに納めてください。

国民健康保険課

☎ 2998・9131

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由や災害などにより保険料の納付が困難な場合、申請により保険料が免除・猶予される制度があります。

保険料免除制度

申請者、配偶者、世帯主の前年所得を審査し、保険料を免除(全額)4分の1)します。

納付猶予制度

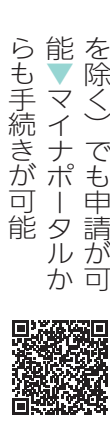
59歳以下の方申請者と配偶者の前年所得を審査し、保険料の支払いを猶予します。

49歳以下の方(学生除く)

【申請に必要なもの】

①全ての方：免除申請書、本人確認書類、マイナンバーが基礎年金番号が分かるもの
 ②失業のため申請する方：①に加え、雇用保険被保険者離職票が雇用保険受給資格者証など
 ◎代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類、委任状も必要です。
留意事項 ▼申請は原則毎年必要(7月が更新時期) ▼時効を迎えていない期間はさかのぼって申請可能 ▼まちづくりセンター(並木除く)でも申請が可能 ▼マイナンバーカードも手続きが可能

☎ 市役所1階市民課(国民年金担当) ☎ 2998・9095、所沢年金事務所 ☎ 2998・0170 に直接



国民健康保険の統一化に向けて

埼玉県国保運営方針に基づき、令和9年度までに県内市町村の国保税の賦課方式を統一し、県が示す市町村ごとの標準保険税率を採用することになっていきます。本市の国保においても、賦課方式や税率を見直す必要が生じており、国保運営協議会における検討が始まりました。



介護保険課

☎ 詳細は市HP(Q国民健康保険)をご覧ください。

介護保険負担割合証を郵送

要介護・要支援認定を受けている方に対し、8月1日(水)から適用される負担割合証を7月下旬に郵送します。介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービス利用時に提示してください。



介護保険のお知らせ

負担割合(1.5割)は前年中の収入に応じて決まります。

交通遺児の進学を支援します

☎ 農業委員会事務局 ☎ 2998・9264

農地利用状況調査(農地パトロール)を実施

農地の遊休化または遊休化のおそれがないか確認するために、調査を実施します。期間中は農地に立ち入る場合があります。ご理解とご協力をお願いします。雑草が茂るなど管理が不十分な農地は、近隣への雑草被害や病害虫の発生原因になります。日頃から農地の適正な管理をお願いします。

ご意見・ご提案お待ちしております!

市長タウンミーティング

◆ テーマ：文化・芸術 ◆

市長が皆さまからのご意見や思いなどを伺う場、第9回「市長タウンミーティング」を開催します。「市長に思いを伝えたい」「市長に提案したい」皆さまのご参加をお待ちしています。

▲詳細は市HPをご覧ください。

7月20日(出)午前10時～11時30分
 (午前9時30分開場)
場 市役所8階大会議室
対 市内在住・在勤・在学の方
問 市民相談課 ☎ 2998-9092 FAX 2998-9041

- ▶ 会場に直接お越しください。
- ▶ 会場が満員になった場合、お入りいただけないことがあります。
- ▶ お子様の一時預かりがあります(定員に達した場合はお断りすることがあります)。
- ▶ 会場へは公共交通機関をご利用ください。

送が遅れる場合があります。

◆ 介護保険料決定通知書を郵送

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和6年度の介護保険料を決定し、7月上旬に通知書を郵送します。詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

個別避難計画の作成書類を送付

避難の支援者や避難先、避難時の特記事項などを明確にする「個別避難計画」の作成が必要です。対象の方へ7月末までに通知を送付します。



☎ 詳細は市HP(Q個別避難計画)をご覧ください。

☎ 避難行動要支援者のうち、平常時から避難支援等関係者への個人情報

の提供に同意している方



☎ 危険管理室 ☎ 2998・9399